

尾高晉己著

オスマン外交のヨーロッパ化

——片務主義外交から雙務主義外交への轉換——

黛 秋 津

本書は、オスマン帝国外交、特にヨーロッパ・オスマン關係史研究を専門とし、長年にわたって研究を進めてきた著者が、これまでの研究成果をまとめる形で平成一八年に提出した博士論文を加筆・修正したものである。構成は、序、第一部四章、第二部二章、結語、資料、となっており、明示はされていないが、著者がこれまで発表した論文が各章の基になっている。以下内容を簡単に紹介する。

序は「オスマン帝國とヨーロッパ國家系の關係」「イスラームの世界觀」「オスマン帝國の外交方式と外交原則」の三節からなり、本論を進めるに当たって前提となる問題の大枠が示される。著者はまず、一四五三年のコンスタンティノープル征服から一八五六年のパリ講和條約までの約四〇〇年の間のオスマン帝國とヨーロッパ諸國の關係を、(1)片務主義外交前期（一四五三—一六九九）、(2)片務主義外交後期（一六九九—一七九三）、(3)雙務主義外交の企ての時期（一七九三—一八二二）、(4)雙務主義外交の達

成の時期（一八二二—一八五六）、の四期に區分する、オスマン・ヨーロッパ外交史の先驅者であるヒュレウィツツの學說を紹介し、(1)と(2)の時期ではヨーロッパ諸國とオスマン帝國間の條約件數に違いがあり、中でもロシア・オスマン間の條約件數が一八世紀に他のヨーロッパ諸國と比較して急増していることから、本書が扱うオスマン外交のヨーロッパ化の考察のためには、この(2)の時期におけるロシア・オスマン外交關係の解明が必要であることを主張する。そして傳統的なオスマン外交の原則である「不對等性の原則」がイスラーム的世界觀に基づくものであり、その原則は、オスマン側史料におけるキリスト教徒國君主に對する稱號や外交儀禮に表れることを指摘し、各種年代記や、總理府オスマン古文書館所藏の「諸外國臺帳」「親書臺帳」「敕書」などのそれらの史料の分析の重要性を述べる。そしてオスマン帝國の傳統的外交原則としての不對等性の原則や占有物保留 (the possession) の原則、また具體的な外交方式の表れとして國境畫定、書記官長、通譯、條約などの諸問題を概観する。

本論の第一部は片務主義外交の時期、上の區分でいうと(1)と(2)の時期に關する論考である。第一章「片務主義外交前期——ジトヴァトロク條約（一六〇六年）について——」は、一五九三年に始まるオスマン帝國とハプスブルク帝國間の戰爭を終結させたジトヴァトロク (Zsitvatorok) 條約を扱う。一六世紀からのオスマン・ハプスブルク關係を概観した後一五九三年の戰爭の背景を明らかにし、同條約に關する先行研究から同條約の意義に關するこれまでの學說をまとめて、同條約がハプスブルクに對するオス

マンの地位の相対的低下、すなわち兩國の國際關係のなかで一つの轉換點であつたとする共通の評価を提示する。そしてペイエーレによる先行研究では、これらの研究が依據してきた條約テキストが、ラテン語とオスマン語の他ハンガリー語も存在し、全部で一二に上ること、それらは(A)ハプスブルク側代表のみの署名のあるもの、(B)オスマン側代表のみの署名のある者、(C)どちらの署名もないもの、の三つのグループに分類出来ることを紹介し、著者は(A)と(B)グループの史料的形式と内容を具體的に分析する。その結果、雙方の代表者が署名した共通のテキストが存在しないことが明らかにされ、さらに神聖ローマ皇帝に對してオスマン側が主ではなく「皇帝」と呼ぶことが規定されて、實際にハプスブルク側が求める「皇帝(czaszar, gasar)」の稱號が用いられていることなどが示される。この事實は、同條約の有効期限がイスラーム世界で慣例となつている一〇年ではなく二〇年であることなどと共に、同條約がオスマン帝國のハプスブルクに對する相対的な地位の低下を表していることを再確認する一方、オスマン側は依然として地位の對等を認めていないことを示すものであると結論附ける。

續く第二章「片務主義外交後期——第一次ロシア・オスマン戦争(一七六八—一七七四年)——」は、副題に見られる通り、一八世紀後半のロシア・オスマン戦争と、その戦争を終結させた一七七四年のキュチュク・カイナルジャ(Küçük Kaynarca)條約を扱う。この章は五つの節に分かれており、戦争と講和交渉の過程、キュチュク・カイナルジャ條約の複数のテキストの問題、條

約の書式と全般的内容のほか、オスマン外交の原則やロシア・オスマン關係に影響を與えると思われる條約中の主要な條項として、ヨーロッパ君主の稱號の問題に關する第一三條、およびオスマン帝國領内のキリスト教徒に對するロシアの保護權に關する第七條と第一四條の分析を行い、この戦争とキュチュク・カイナルジャ條約がオスマン外交の原則に與えた影響について、主にオスマン側の一次史料に基づき、實證的に明らかにしようとする。

第一節「戦争の経過と講和交渉」では、戦争勃發の背景と詳細な戦況、一七七二年に休戦が成立し、その後現在のルーマニアのフォクシヤニ(著者はフォクシヤンと表記しているが、それはドイツ語の読み方であり(Foksehan)、トルコ語、ルーマニア語共にフォクシヤニ(Fokşani, Focşani)が正しい)とブカレストで行われた和平交渉の経過、そして一七七四年のキュチュク・カイナルジャ(現ブルガリア領)での和平調印までを、ヴァースフ(著者の表記では「ワースフ」・エフェンディ(Yasîf elendi)の年代記やアフメト・レスミール・エフェンディ(Ahmed Resmî elendi)の論策などの一次史料と、ハンマー(Hammer-Purgstall)・アクサン(Virginia Aksan)・ウズンチャルシユル(Ismail Hakkı Uzunçarşılı)などの二次史料を用いて詳細に跡附ける。著者が特に問題にするのは、和平交渉において懸案であつたクリム・ハーン國のオスマン宗主下からの獨立の問題であり、ロシア軍が地政學的に重要な地域に駐屯する權利を認めた形でオスマン帝國がクリム・ハーン國の獨立を承認したことを、オスマン帝國がヨーロッパ的な國家主權の概念を十分理解していなかった證據と見なす。

續いて一七七四年のキュチュク・カイナルジャ條約の分析に移り、第二節「キュチュク・カイナルジャ條約（一七七四年）」についてでは、條約テキストの問題が取り上げられる。元々兩國政府によって作成された條約文は、ロシア語、イタリア語、オスマン語の三つであり、それ以外の言語はそれらのいずれかのテキストの翻譯であること、三つの條約文のいずれもオリジナルなテキストは未発見であること、そして兩國代表が署名したイタリア語條文については、マルテンス (Georg Friedrich von Martens) の條約集成中のものと、デーヴィンソン (Roderic H. Davison) がヴェネツィアの文書館で発見した寫しとの間にはやや相違があり、後者がよりオリジナルに近いと推察されること、が述べられている。

第三節「キュチュク・カイナルジャ條約の書式と主な條項」は、註も含めわずか六ページ足らずの小論だが、その中で一七三九年のベオグラード條約でオスマン帝國が初めて行ったとされる「批准 (ratification)」の行爲がこの條約でも行われたことを提示し、そして重要な條項として、兩國間の通商に關する規定を定める第一一條、クリム・ハーン國の獨立を規定する第三條、ドニエプル川河口のオスマン領のロシアへの割譲を定める第一八條の具體的内容を紹介する。著者はその中で特に、オスマン側がロシア商人に一方的に通商上の權利を與えるのではなく、ロシア側もオスマン商人に對しロシア國內で同様の權利を認めている第一一條の雙務的互惠の性格に注目する。

その後具體的な條約内容の詳細な分析と考察に入り、第四節「キュチュク・カイナルジャ條約の第一三條についての一考察」

で、ロシア君主の稱號の問題を、第五節「キュチュク・カイナルジャ條約の第七條及び第一四條に見られるオスマン領内のキリスト教徒に對するロシアの保護權について」では見出しの通り、同條約でロシアが獲得したと一般に言われるオスマン領内のキリスト教徒保護權の問題を取り上げる。第四節の稱號の問題について、片務主義外交前期におけるオスマン側からヨーロッパ諸國へ送られる親書の中では、相手國君主に對しオスマン帝國皇帝と同一の稱號 (Padışah) が用いられることは、恩惠的にフランス國王に用いられる例外を除いて見られなかったが、一八世紀初頭から臺頭するロシアが外交儀禮上の同等の地位をオスマン側に求めた結果、ロシア皇帝に對する稱號が、一八世紀に「Car (女性形は Carice)」から「Imparator (女性形は Imparatrice)」へと變化し、この一七七四年の條約の第二三條において、ロシア皇帝に對する稱號として、ついにオスマン皇帝と同じ「Padışah」を用いることが規定された。著者はこれを、不對等的で片務的な外交原則の崩壊と見なし、さらに補論としてその後一九世紀半ばにかけて、この「Padışah」の稱號の使用が他のヨーロッパ諸國の君主にも擴大することを指摘している。

一方第五節では、デーヴィンソンの論文を參考にしつつ、これまでの研究史におけるロシアのキリスト教徒保護權と一七七四年條約の言説を整理し、その後實際の條約テキストの讀解と分析から、同條約の第七條と第一四條で規定されているのは、オスマン政府による領内キリスト教徒の保護であること、イスタンブルに建立されるロシア正教の教會とそこに仕える者たちは駐オスマンロシア使節の保護下に置かれること、その教會についてはロシア政府

がオスマン政府に抗議する権利を有すること、の三點にまとめられることを明らかにした。そして、後に何故この條約でロシアがオスマン帝國內のキリスト教徒保護權を獲得したという擴大解釋が生まれることになったのかを考察し、その理由の一つとして「東方問題」研究の古典的著書を著したアルベール・ソレルの誤りを指摘する。

以上のように、クリム・ハーン國の獨立のあり方、オスマン側からの一方的な恩恵ではない兩國商人の通商活動の相互的互惠的性格、對等な君主の稱號、程度はともあれロシアによるオスマン領内の一部のキリスト教徒保護權の獲得、などの内容を含む一七七四年のキュチュク・カイナルジャ條約締結を、著者はオスマン帝國の片務的外交原則の崩壞の大きな分岐點と位置附けている。

第三章「オスマン帝國とロシアの通商・航海條約（一七八三）について」は、一七七四年というオスマン外交原則の一つの轉換點を経た後の通商條約を、それ以前のいわゆる「カピチュレーション（capitulation）」と呼ばれる一方的な恩恵としての通商特權附與の「條約（アフドナーメ aldhunane）」と比較し、その形式や内容の中に相違點を見出す。形式に關する相違點として著者は、各條項の冒頭に「條項（madde）」と「う語が並べられている點、條約文中に「muahade」という相互性を表すアラビア語第三形の動名詞が用いられている點、そして一七七四年の條約に引き續き批准が行われている點を示し、さらに内容に關してはこの條約がキュチュク・カイナルジャ條約第一條を補足するものであることが前文で記されていることからわかるように、全體として通

商の雙務的性格が顯著に見られることを指摘する。

第四章「片務的外交後期——第二次ロシア・オスマン戦争（一七八七—一七九二年）——」は、第一節「戦争の経過と講和交渉」、第二節「ヤシ條約（一七九二年）について」の二つの節から成っており、一七六八年のロシア・オスマン戦争を検討した第二章と同様、一七八七—一七九二年のロシアおよびオーストリアとオスマン帝國間の戦争の経過と和平交渉、そしてロシアと一七九二年に締結したヤシ（*Yaşı*）講和條約を詳細に検討する。第一節では、オスマン朝の年代記『ジェヴデト史（*Tarih-i Cevdet*）』を主要な史料として、戦争勃發の背景と戦況、戦時中のオスマン帝國內の情勢と諸外國との外交、特にプロイセンとの同盟について、そしてハプスブルク帝國との講和とヤシでのロシアとの和平交渉、などの諸問題が詳細に跡附けられ、その中で著者は、戦争中行われた、キリスト教國であるプロイセンやスウェーデンとの同盟條約締結を、外交における書記官長の役割や條約批准の手續きとともに「オスマン外交のヨーロッパ化」の表れであると主張する。第二節では、總理府オスマン古文書館所藏の「諸外國臺帳（*Düvel-i Enebiye Defterleri*）」のテキストに基づいてヤシ條約全一二條を和譯し、國境を河川という一本の線で區切ることや、和平後兩國間で交換される「贈物」の用語として、以前の獻上を意味する「*hediye, peskeş*」と「う上下關係を示す語ではなく、上下關係のない一般的に「*hedaya*（*hediyeye*の複數形）」という語が用いられていること、また一七七四年の條約で規定されたように、ロシア皇帝に對してオスマン皇帝と同様の稱號である

「Padışah」が用いられていること、などの点の中に、「オスマン外交のヨーロッパ化」を見る。

第二部「雙務主義外交への轉換」では、セリム三世 (Selim III) が行った西歐モデルの一連の改革、いわゆる「ニザーム・ジェディード (Nizâm-ı Cedid)」の中で行われたオスマン帝國の對外政策を扱う。第一章「セリム三世 (在位一七九八―一八〇七年) の外交改革」では、セリム三世が開始したヨーロッパ諸國への常駐使節派遣制度を検討する。西歐諸國が比較的早期にオスマン帝國に使節を常駐させていたのに對して、常駐使節を派遣する慣習のなかったオスマン帝國が、西歐の情報収集し、「オスマン帝國の役人にとり有用な言語・情報・科學を習得する」などの目的で、一七九三年のロンドンを皮切りにパリ、ベルリン、ウィーンへの常駐使節の派遣に踏み切り、そしてほぼ同時期に、それまで慣行とされていた、イスタンブルにある在外公館の経費とオスマン帝國領内における外國使節の旅費のオスマン側による負擔の廢止を決定した。このようなセリム三世時代の外交改革の中に、著者はオスマン外交原則の轉換を見る。

本論の最終章に當たる第二章「カンボ・フォルミオの和約 (一七九七年一〇月) 以後における對ロシア政策の變化」は、一七九〇年代末のオスマン帝國の對外政策の大きな轉換點を扱うものであり、本書の主題である外交原則の考察ではないため補論としての性格を持つ章である。この中で著者は、一七九〇年代後半にフランス共和國政府による東地中海進出が進む中、イオニア諸島やアルバニアの一部などを得て直接オスマン帝國と國境を接する契

機となった、フランス・ハプスブルク間のカンボ・フォルミオ (Campo Formio) 和約のオスマン外交へのインパクト、特に和約後の對ロシア政策を検證する。カンボ・フォルミオ和約締結時點でオスマン側はフランスの東地中海進出を大きな脅威と認識していなかったが、フランスの動きを警戒するロシアがこの和約を契機としてオスマン側に接近し、オスマン側も一七九八年フランス軍によるエジプト侵攻の結果、傳統的友好國フランスと斷交して一七九九年初頭にロシアと同盟を結ぶというオスマン外交の大きな轉換點を迎える。このオスマン版「外交革命」とでも呼ぶべき外交政策轉換の背景と過程を、オスマン年代記や文書史料などに基づき跡附ける。特に、オスマン帝國の外交の實質的な責任者である書記官長とイスタンブル駐在ロシア大使との間で行われたいくつかの會談の議事録 (Mazbata) が詳細に分析されており、それらの一次史料は卷末に「資料」として、そのファクシミリ、ラテン文字轉寫、日本語譯が收録されている。

最後の「結語」で著者は、一七世紀初頭以降、とりわけ一八世紀後半を中心に本論で検討した内容をまとめ、イスラームの世界觀によるオスマン外交の片務的性格が、西歐・ロシアとの力關係の變化により一八世紀後半には雙務主義的に變容、すなわちヨーロッパ化したと改めて結論附けている。

以上のように本書は、イスラーム世界の中核的帝國であるオスマン帝國の、ヨーロッパに對する優位の時期における外交原則、すなわち「不對等性の原則」が、兩者の力關係の變化とともに變

容し、傳統的なイスラーム的世界觀に基づく「片務主義外交」からヨーロッパ的な「雙務主義外交」へと轉換した過程を、オスマン帝國側の一次史料に依據しながら丹念に檢證した勞作である。本書の意義は、主にオスマン史研究と近代國際關係史研究の二つの分野について指摘出来ると考える。前者については、オスマン帝國史研究の中で外交史・國際關係史の分野は、政治史や社會經濟史と比較して研究の遅れている分野といえる。勿論、ヨーロッパ諸國との外交關係の個別具體的事例を扱った研究は少なくないが、ある程度のタイムスパンの中でオスマン帝國の對ヨーロッパ外交全般を廣く考察する研究は、本書の中でも言及されている二〇〇四年のユルドゥセフの編著²⁾が現れるまでは、一九六一年のヒュレウィツツ論文³⁾にまでさかのぼらなくてはならなかった、といつても過言ではない。こうした、重要であるにもかかわらずこれまで手薄だった分野を切り開こうとした著者の姿勢は評價されるべきである。また後者に關しては、本書の考察の大きな部分を占める一八世紀後半はいわゆる「東方問題」の始まりと位置附けられ、ソレルやアンダーソンなどの古典的研究においても、第二章で扱われる一七七四年のキュチュク・カイナルジャ條約が「東方問題」の出發點とされている。しかし、ヨーロッパ諸國間の政治外交問題としての「東方問題」という問題設定は、當事者であるオスマン帝國を客體として扱っており、これに關してはヨーロッパからの一方的な視點として多くの研究者の批判があることは周知の通りである。オスマン側史料に基づく本書の研究は、長年の蓄積のある従來の「東方問題」研究をオスマン側から補完することとなり、ヨーロッパ國際システム(筆者の言葉では「ヨーロッパ

パ國家系)」とオスマン帝國との關係と、後者による前者への參入の問題を總體的にとらえる上で有用であると言えよう。その他もう一點附け加えるならば、オスマン帝國とロシアとの外交を詳細に跡附けた第一部第二章から第四章、第二部第二章、そして卷末資料として轉寫と翻譯附きで紹介される上述のイスタンブル駐在ロシア公使とオスマン帝國書記官長との會談の議事録は、本邦ではあまり研究されていないロシア・オスマン關係史研究の觀點からも參照される價值を有するものであり、特に卷末の一次史料の紹介は、オスマン語を解さないこの時期のロシア外交やヨーロッパ外交を扱う研究者にとつても有用と思われる。

しかしその一方で、問題と思われる點もいくつか存在する。著者が自ら述べているように、本書はこれまでの論文をまとめたものであるため、時代的・地域的に扱う問題に偏りがあり、また全體としてのまとまりにやや缺けるのが残念である。例えば、檢討對象が一六〇六年の條約の後一八世紀後半に跳んでいるが、言うまでもなく、オスマン帝國とヨーロッパ諸國との間の力關係の轉換點でありオスマン側の外交方式の變化が顯著に見られたのは一六九九年のカルロウィツツ(Karlowitz)條約である。本書のテーマからすれば、この條約の檢討は極めて重要と思われるだけに、書き下ろしでこの問題を檢討する章を加えるべきではなかったかと思う。また細かい點であるが、地名表記については現地語讀みとトルコ語讀みが統一されておらず、上の内容紹介の中でも一部示したようにいくつか讀み方の誤りなども存在する。

その他に、より本質的な問題として指摘したいのは次の二點で

ある。

一つ目として、本書の中で著者は、オスマン外交の「ヨーロッパ化」という表現を用いている。これはオスマン外交原則の變容を、オスマン帝國と「ヨーロッパ國家系」との關わりの深化の中で捉えようとするものであるが、その際一八世紀後半のロシアとの外交關係を分析の中心に据えている。しかし對象としてロシアとの關係を取り上げることが妥當であるかどうかは疑問の餘地がある。著者は一八世紀後半のヨーロッパ國際システムに對するロシアの位置を、特別な檢討を加えることなく、システムの構成主體と見なして論じているが、ロシアが本格的に西歐世界と深く關わり始めたのは、周知の通りピョートル一世時代の一八世紀初頭のことである。ロシアがその後西歐諸國と積極的に政治的・經濟的・文化的な交流を深め、一九世紀前半のウィーン體制では主導的な役割を果たすに至った點は、一八世紀の西歐諸國の勢力均衡のゲームに参加することを極力避けようとしたオスマン帝國とは好對照である。こうした西歐に對する姿勢の相違はあるものの、西歐とロシアとの諸關係を見た場合、一八世紀後半の時點でロシアが「ヨーロッパ國家系」を構成する十分な主體であつたと言えるのだろうか。これについては、「國家系」あるいは「國際システム」に加わるとは何を意味するのかを含め、慎重に検討する必要があると考える。評者は、一七世紀末から一八世紀初頭にかけて、カルロヴィッツ條約によりヨーロッパ中央部の領土を喪失し西歐世界に對する優位を失ったオスマン帝國と、ピョートル一世の下で臺頭したロシアは、その後それぞれ西歐諸國と關わりを深めると同時に、兩國間でも數度の戰爭を経るなどして關係を深め、

西歐・東歐・イスラームの三「世界」の相互關係の緊密化が一八世紀以降進み、結果として西歐國際システムがロシアとオスマン帝國を包攝していったとする見解を持つ。すなわち、一八世紀以降の主權國家システムの擴大を、著者のような西歐・ロシア對オスマン帝國という二者關係ではなく、西歐・東歐（ロシア）・イスラーム（オスマン帝國）という三者關係で捉えるべきではないかと考えるのである。それ故、ロシアの西歐國際システムに對する位置附けを検證することなく、一八世紀後半のロシア・オスマン關係という西歐世界周邊の二つの世界の接觸の事例だけを以つて、オスマン外交の「ヨーロッパ化」が進んだと結論附けるのは、いささか早計ではないかと思われる。例え評者のこうした見解に同意が得られなくとも、ロシアという廣大なユーラシア國家の持つ二面性、すなわち西歐世界に對する顔と非西歐世界に對する顔の二つを持つ點に留意するならば、一八世紀においてもロシアとオスマン帝國間の外交の中に、非西歐的要素が含まれる可能性を大いに疑つて検討する必要があるだろう。つまり、本書の中で明確になったのは、一八世紀後半にオスマン帝國はロシアの進出と壓力の前に、雙務主義的な「脱イスラームの價值觀」の外交を餘儀なくされた、ということに留まると思われるのである。

二つ目に、上の點と關連するが、著者は「序」の中で、オスマン帝國がヨーロッパ諸國との完全な外交的相互主義を實現したことは、「ヨーロッパ國家系」の世界國家系への轉換をも意味するとして、西歐起源の國際システムの發達を明らかにする上でのオスマン・ヨーロッパ國際關係史研究の重要性を強調している。その文脈からすると、オスマン外交の變容を扱う本書の研究は、オ

ス曼城國とヨーロッパ國際システムとの關わりのみならず、「ヨーロッパ國家系」自身の問題の解明をも射程に入れるものとなるだろう。そのためにはオスマン外交の變容を、オスマン帝國と、西歐を中心としロシアをも巻き込みつつあるヨーロッパ國際システムとの關わり全體の中で考察すべきであると同時に、オスマン外交の變容が示すところのオスマン帝國のヨーロッパ國際システムへの接近が、ロシアの参加と共に西歐的な國際システムの性質自體に與えた影響についても可能な限り注意を拂うべきである。しかし本書では、ヨーロッパ國際システム自體の性格やその歴史的變化に關してはほとんど言及されていない。

こうした問題は、國家系あるいは國際システムとは何か、それに加わるということは何を意味するのか、というところから議論を始めなくてはならないだろう。例えば英國學派の代表的存在であるヘドリー・ブル(Hedley Bull)は、その古典的な著書『アナキカル・ソサイエティ』のなかで國際システムと國際社會の違いを論じる際、一六・一七世紀を通じて西歐世界の政治に大きな影響を與えたオスマン帝國をシステムの構成員と見なしており、また「國際システム」の表す内容も歴史的に變化してきたことを指摘している⁽⁵⁾。しかし「國際社會」を「國際システム」と同一視する考え方も存在するなど、國際システムの定義やオスマン帝國の位置付けに對する見解は多様である。このような議論を踏まえた上で、西歐世界とオスマン帝國の關係と、國際システムの中のオスマン帝國の位置付けを考える必要があるだろう。本書の中心となる一八世紀後半から一九世紀初頭の時期に關しては、ヨーロッパ國際システムもまた大きな轉換期だったことが明らかになっ

ている。その代表的な研究としてポール・シュレーダーの『ヨーロッパ政治の轉換 一七六三—一八四八』を挙げることが出来る⁽⁶⁾。この本では西歐諸國とロシアのみが扱われ、オスマン帝國が考察對象になっていない點が重大な問題として指摘されよう。本書でも言及されているように、一八世紀後半は、オスマン帝國がプロイセンやスウェーデンと同盟を結び(第四章)、また一七八八年の戰爭中オーストリアとも同盟を結ぼうとするなど(第二章)、ヨーロッパ國際政治との關わりを深めた時期であつたことは疑う餘地がなく、オスマン帝國の影響を輕視してヨーロッパ國際システムを論ずることが出来ないのは明らかである。

要するにオスマン外交の變容は、ロシア、西歐諸國、オスマン帝國の三者の相互關係が織り成すダイナミズムの中で考察されるべき事象であり、それによつて本書の内容はオスマン帝國史の中で、またその枠を超えた諸分野において、より深い意義を有することになるのではないかと考えられる。結局問題は、本書が西歐・ロシア側の史料をほとんど利用することなく、オスマン帝國の視點のみに留まっている點に行きつくのではないか。これに關しては「結語」で著者もロシア語をはじめとする非オスマン史料の利用を將來的な課題と述べており、本書の研究が、今後さらに西歐・ロシア側の史料をも用い、ヨーロッパ外交史や國際システム論などを踏まえた、ヨーロッパ史とイスラーム史にまたがる廣い視野の研究に發展することを是非とも望みたい。

繰り返しになるが、本書は、本邦においては言うまでもなく、世界的に見てもこれまで研究が十分とは言えない領域を埋めよう

とするものである。この成果が、オスマン帝國史のみならず、イスラーム史、ロシア史、ヨーロッパ國際關係史、むしろ「西洋の衝撃」というオスマン帝國と同様の經驗をした他のユーラシア諸地域の近代史など、近接する各方面の研究においても大きな刺激となることを期待した。

註

- (1) Gustav Bayerle, "The Compromise at Zsitvatorok", *Archivum Ottomanicum*, vol.6 (1980), pp.5-53.
- (2) A. Nuri Yurdusey, ed., *Ottoman Diplomacy: Conventional or Unconventional?*, New York: Palgrave Macmillan, 2004.
- (3) J. C. Hurewitz, "Ottoman Diplomacy and the European State System", *The Middle East Journal*, vol.15-2 (1961), pp.141-152 (本書ハレーンの脚注1と4、vol.25と26のページが、vol.15の誤りである)；"The Europeanization of the Ottoman Diplomacy: The Conversion from Un-
- ilateralism to Reciprocity in the Nineteen Century", *Bel-leten*, 25 (1961), pp.455-466
- (4) Albert Sorel, *La question d'Orient au XVIII^e siècle: les origines de la Triple alliance*, Paris: E. Plon et Cie, 1878; M. S. Anderson, *The Eastern Question 1774-1923: A Study in International Relations*, London: Macmillan, 1966.
- (5) ヘンリー・ブル著、白杵英一譯『國際社會論——マナーキカル・ンサイエンス』岩波書店、二〇〇〇年、一三一—五頁。
- (6) 例として、ハレーン同く『英國勢力の伸張』Martin Wight, *Systems of States*, Leicester University Press, 1977, pp.22-33.
- (7) Paul W. Schroeder, *The Transformation of European Politics 1763-1848*, Oxford: Clarendon Press, 1994.

二〇一〇年九月 廣島 溪水社
A5版 五二八頁 八四〇〇圓